最終更新日：2015年10月30日
アトミクス株式会社
代表取締役社長　神保　敏和
問合せ先：03-3969-0471
証券コード：4625
http://www.atomix.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループはリスクマネジメントを経営の重要課題に掲げ、コンプライアンスについてもリスクマネジメントの観点から取り組み、体制の強化を図っています。 参考資料1【模式図】「コーポレート・ガバナンスと内部統制システム」をご参照ください。

コーポレート・ガバナンスに係る施策
（1） 企業統治の体制
－1 企業統治の概要
当社における企業統治の体制は、監査役制度を採用した経営体制を基本とし、取締役8名（全て社内取締役）で取締役会を構成、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督しています。また、監査役会は、現在、常勤監査役1名と社外監査役2名の3名で構成し、そのうち1名を独立役員に指名しています。監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要文書の閲覧や職務執行状況の聴取などを随時行い、経営上の意思決定や業務遂行の適法性の監査を行っています。
－2 リスク管理体制の整備状況
当社は企業文化・倫理面、事業戦略・組織体制の有効性と効率性、会社法・金融商品取引法・上場規程等について自律的で継続的な監視活動を行うため、内部統制システムとして役員で構成するリスクマネジメント委員会と、同委員会の指示のもと実務作業を行うリスクマネジメントプロジェクトを適時設置し、取締役会（取締役）、監査役会（監査役）、内部監査室、当社及び子会社の主な経営会議体と現業部門を有機的に結びつけた継続的なリスクマネジメント活動を行っています。
－3 子会社の業務の適正性を確保するための体制整備の状況
当社は子会社に対し必要な会計監査及び業務監査を行い、また、各子会社からの業績及び職務執行に関する事項の報告を受け、リスク評価を行い、リスクマネジメント委員会または取締役会に報告を行っています。
（2）内部監査及び監査役監査の状況
当社は内部監査室（専任1名）と管理専門部署として社長室を設置しています。監査役は、内部監査室と綿密な連携を保ち、内部監査の結果を活用するよう努め必要に応じて内部監査室から報告を求めたり、特定事項について調査を依頼するなど連携をはかっています。社長室は、当社及び子会社の業務目標の進捗状況や業績管理のほかISO9001・14001体制の管理、リスクマネジメント、コンプライアンス活動を行っており内部監査同様に監査役と緊密な連携をはかっています。また、監査役は会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い効率的な監査を実施するよう努め、会計監査人から取締役の職務遂行に関する不正行為の有無や法令、定款に違反する重大な事実がなかったかどうか等の報告を受けています。
（3）会計監査の状況
業務を執行した会計監査人は2名で監査法人保森会計事務所に所属しています。また、当社の監査業務に係る補助者は公認会計士5名です。会計監査人は、独立監査法人としての公正・不偏な立場で当社の監査を行っています。当社と会計監査人は、法令上の会計監査以外の関係はありません。当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低限度額としています。
（4）社外取締役および社外監査役
－1 社外取締役
当社は専門的な市場で事業を行っていること、社内の体制が十分に整っていないことから。拙速な選任は迅速な経営判断に負荷をかけるものと考え、現在社外取締役を選任していません。ただし、社内体制の整備と適切な人選を進め、次期定時株主総会で社外取締役の選任を諮る予定です。
－2 社外監査役
当社の社外監査役は2名です。
社外監査役の上原氏は、税理士の資格を有しているため財務および会計に関する専門的な知見から、社外監査役石川氏は、他の会社の取締役人就任されているため経営に係る専門的な知見から適時助言を受けることにより監督機能の充実を図っています。社外監査役の上原氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指名しています。当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令に定める最低限度額としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社に対して適用されている基本原則のすべてを実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
西川不動産株式会社	978,427	13.51
アトミクス取引先持株会	866,500	11.96
東京中小企業投資育成株式会社	700,000	9.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	321,000	4.43
西川正洋	280,515	3.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口・75715口）	187,200	2.58
アトミクス社員持株会	184,562	2.54
東洋テック株式会社	126,000	1.73
楠本化成株式会社	106,000	1.46
日本マスタートラスト信託銀行（信託口）	106,000	1.46

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

社外取締役石川氏は、当社と原材料の仕入取引の関係にあります楠本化成株式会社の取締役に就任していますが、原材料の購入につきましては市場価格を勘案し、交渉の上、一般取引条件と同等に決定しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換、意見交換を行い効率的な監査を実施するよう努めています。また、会計監査人から取締役の職務遂行に関する不正行為の有無や法令、定款に違反する重大な事実がなかったどうか等の報告を受けています。
また、監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の結果を活用するよう努めています。また、必要に応じて内部監査室から報告を求めたり、特定事項について調査を依頼するなど連携をはかっています。また、当社は内部監査室のほかに管理専門部署として社長室を設置し、当社及び当社子会社の業務目標の進捗状況や業績管理のほか、ISO9001・14001体制の管理、リスクマネジメント、コンプライアンス活動を行っていますが、監査役は内部監査室と同様に社長室を緊密な連携をはかっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石川伸吾	他の会社の出身者							○						
上原左多男	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		当社と原材料の仕入取引の関係にありま	監査役体制の独立性、中立性一層高めるとと

石川伸吾		す楠本化成株式会社の取締役であります。原材料の購入につきましては市場価格を勘案し、交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定しています。	もに、独立、中立的立場から「経営的観点に立って経営上の意思決定や業務執行の適法性の監査を行う」などの監査と意見表明が期待できるため。
上原左多男	○	他の会社の社外監査役及び当社の関係会社である西川不動産株式会社の顧問税理士に就任しています。しかし、当社と特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれもないためし、ご本人と取締役会の承認を得て、当社の独立役員に指名しています。	監査役体制の独立性、中立性一層高めるとともに、独立、中立的立場から「会計上の専門的観点に立って経営上の意思決定や業務執行の適法性の監査を行う」などの監査と意見表明 が期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

独立役員は社外監査役として取締役会に出席して、経営の意志決定や業務の適法性について適宜意見を述べるほか、常勤監査役と綿密な情報交換を行っています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

長期的な視野に立った「安定した成長」と「中長期の安定した配当の継続」を基本方針としているため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）に全取締役の総額を開示。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第68期（平成26年４月１日～平成27年３月31日）
報酬等の総額94百万円（基本報酬84百万円、退職慰労金９百万円）
注）上記金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役は常勤監査役と綿密に連絡を取り合っています。また、常勤監査役は当社の管理専門部署（内部監査室、社長室）と緊密に連携をはかっており、常勤監査役を経由して、適宜必要な情報が入手できる体制が構築されています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

各取締役は、取締役会のほか役員会や事業部長会議などの経営会議を定期的に開催・参加し、経営課題を検討して新たな施策を打ち出したり、会社施策の進行状況について各部門責任者から報告を受け、適宜具体的な指示を出すなど、業務執行を管理・監督しています。また、各監査役は取締役会に出席して、経営の意志決定や業務の適法性について適宜意見を述べるほか、常勤監査役は他の重要な会議に出席するなど、その機能を発揮しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は現在、取締役８名で構成し、社外取締役は選任していません。取締役会は経営の方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行を監督しております。取締役は全て社内取締役ですが、相互に業務執行を監視、監督、評価する機能が適正に働いており、健全で効率の良い経営が実践されているものと認識しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに「IRポリシー」として掲載しています。	
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL（http://www.atomix.co.jp/） ホームページに掲載している「株主・投資家の皆様へ」（適時開示資料、株価情報（リンク）、有価証券報告書、年次報告書、電子公告、IRポリシー・免責事項）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署（管理統括部総務部）、IR事務連絡責任者・問い合わせ先責任者（管理統括部長 冨士田　学）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部者取引規則」を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境理念、環境への取り組み状況、社会活動への取り組み状況をホームページ上で公開し、適宜更新しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページの「IRポリシー」の中に掲載しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方
当社は「業務の有効性と効率性をはかり、財務報告の信頼性を向上させるとともに関連法規の遵守をはかる」ことを目的とする内部統制システムを設置し、これを運営管理することにより、社会調和（環境、周辺住民）をはかり、株主・会社（従業員と取引先）・お客様（消費者）の利益に貢献します。

内部統制で取り組む課題
[企業文化・倫理面]からの監視・統制
[会社の規則・制度面]からの監視・統制
[事業戦略、営業活動の有効性、効率性]についての監視・統制
[組織体制（業務の実施・管理の仕組み）の有効性]の監視・統制
[財務報告の信頼性向上]のための監視・統制
[株主／投資家重視のIR、情報公開]についての監視・統制
[関連法規等の遵守]のための監視・統制
（会社法、金融証券取引法、上場規程、適時開示規則、環境関連法、労働基準法、税法、会計基準、その他の法規、規制）

（2）整備状況
当社の内部統制システムは役員で構成するリスクマネジメント委員会と同委員会の指示のもと実務作業を行うリスクマジメントプロジェクトを中核として、取締役会（取締役）、監査役会（監査役）、内部監査室、アトミクス及び子会社の主な経営会議体と現業部門がそれぞれ有機的に結びついてリスクマネジメントを行うものであり、コンプライアンスについてもリスクマネジメントの観点から取り組む体制をとっています。また、課題ごとにPDCAサイクルを繰り返すなど、継続的なリスクマネジメントを行うことで体制の強化を図って参ります。（参考資料1【模式図】をご参照ください。）
情報管理につきましては、情報及び情報機器とシステム全体を重要な情報資産と位置付け、規程と基準を設けて運用管理とリスク管理を行っています。

（3）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制
−1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a. 取締役会議事録をはじめ取締役の職務の執行に係る情報につき、関連する規程、マニュアルに従い、適切に保存及び管理する。
b. 上記情報の保存及び管理について、取締役及び使用人に周知徹底する。
−2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. リスク管理の確保については役員で構成するリスクマネジメント委員会（以下、RM委員会という。）と同委員会の指示のもと実務作業を行うリスクマネジメントプロジェクト（以下、RMプロジェクトという。）が担当する。
b. RM委員会とRMプロジェクトが当社及び子会社が抱えるリスクを調査・抽出し、取締役会（取締役）、監査役会（監査役）、内部監査室、子会社を含む経営会議体、現業部門と連携してリスクマネジメントを行う。
−3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 取締役会規則において取締役会での決議事項、報告事項を明記するとともに、各取締役は職務分掌、組織運営規程に基づき職務権限の分配及び意思決定の適正化をはかり、効率的かつ適正な職務執行を行う。
b. 各取締役は当社の経営方針の策定、重要事項の検討や決定、当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備、運用等について、取締役に対して効率的に報告が行われる体制を構築するよう取締役会に適宜提案する。
−4 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. RM委員会とRMプロジェクトを設置し、リスクマネジメントの観点からコンプライアンスに取り組む。
b. 取締役及び使用人に対し、役職・職責に応じてコンプライアンスに必要な研修を行い啓蒙する。
c. 業務執行部門から独立した組織体として内部監査室、社長室を設置し、監査役と連携をはかり業務プロセスを監査し、不正の発見、防止と業務プロセスの改善に努める。
d. 社長室は当社及び各子会社から適時業績及び職務執行に関する事項の報告を受け、適宜RM委員会又は取締役会に報告を行う。
−5 企業集団における業務の適正を確保するための体制
a. 監査役は、当社と同様に子会社の取締役及び使用人に対して、必要に応じて報告を求めたり、内部監査室、社長室と連携して調査を行い、業務プロセスを監査する。
b. 子会社管理規程に基づき子会社の管理を行うとともに、子会社についても当社の内部統制システムに組み込み、当社を含む企業集団全体での業務の適正化をはかる。
−6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
a. 取締役会は監査役会が求めた場合は監査役会の求める職務の補助を行うことができる専門知識を有する使用人を速やかに監査役スタッフとして任命する。
b. 取締役及び使用人は監査役スタッフの調査、監査等に対し、監査役に対するのと同等の協力を行う。
−7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
a. 監査役スタッフは、取締役等の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたる。
b. 監査役スタッフの発令、異動、考課、懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとする。
−8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項
a. 取締役及び使用人は内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合はその都度報告するものとし、監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
b. 取締役はa.の報告義務について、使用人に周知する。
c. 監査役への報告を行ったものに対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
−9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 取締役は監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査部門及び外部監査人と定期的に情報交換、意見を交換する機会を確保する。
b. 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役より監査に必要な費用を確認し予算計上することにより、その費用を負担する。
c. 監査役は、当社及び子会社の各種会議体及び取締役会に出席し、取締役及び使用人に対して職務執行状況の確認及び説明を受けることができる。
（4）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
−1　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
a.　反社会的勢力による不当要求には会社組織全体で対処する。
b.　反社会的勢力による不当要求に対しては警察や弁護士などの外部専門機関と連携し、民事と刑事の両面から法的な対応を行う。
c.　反社会的勢力とは取引を含めて一切の関係を持ちません。また、資金提供は絶対に行わない。
−2　反社会的勢力排除に向けた体制の整備について
a.　反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、会社の基本方針を社長名で発信し、社内に徹底する。
b.　社則で「反社会的勢力に対する基本的な考え方と対処方法」を明確にします。また、「報告・連絡・相談制度」と連動させることで隠れた被害の発生を防止する。
c.　反社会的勢力に関する情報の収集と社員への教育、指導を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力に対する考え方は次の通りです。また、就業規則でこれを規定しています。
反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係をもってはならない。万一、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は担当者や担当部署だけで対応してはならない。すみやかに総務部長に報告し、警察や弁護士など外部専門機関と連携して会社・組織全体として対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現在、安定株主の所有する議決権比率が過半数を占め、今後も継続して所有していただけるものと見込んでいます。よって、現時点では具体的な対策を講じる予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

重要な決定事実・発生事実および決算に関する情報は、情報取扱責任者に集約し、社長・取締役会で審議・検討したのち、適時開示規則に照らし、情報開示担当部署を通じて公表しています。 参考資料2【模式図】「当社の会社情報の適時開示に係る社内体制」をご参照ください。

参考資料１【模式図】

コーポレート・ガバナンス　と　内部統制システム（太線内側）

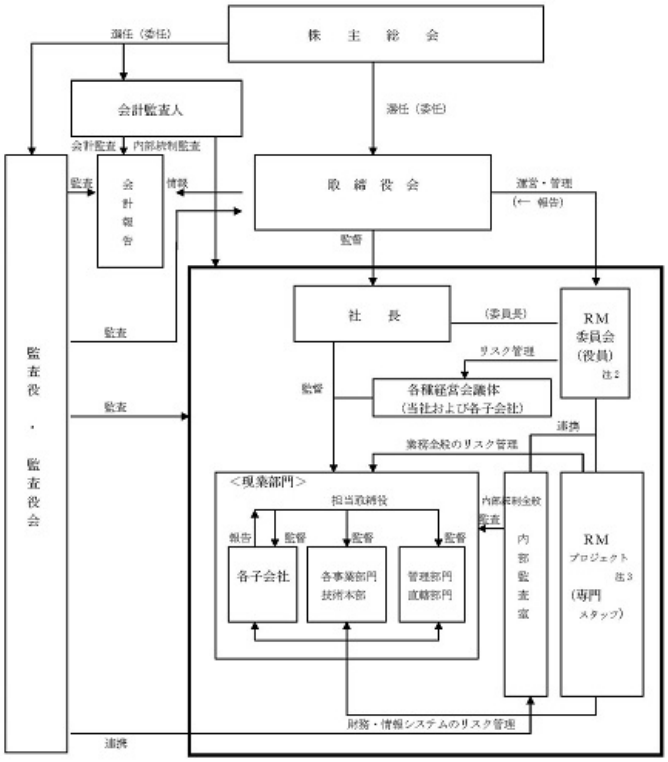

注１．RM　　：　リスクマネジメント
　２．RM 委員会　：　RM委員会は役員で構成し、社長を委員長とする
　３．RM ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ　：　RM委員会が指名する専門スタッフ（財務、情報システム、法律など各分野の専門知識を有するもの）で構成する

参考資料２【模式図】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制

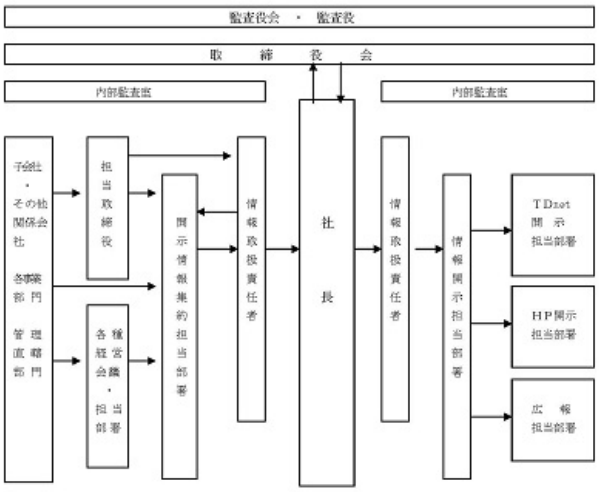

（注）矢印は情報の流れを表しています。